

平成18年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社ジャストシステム  
代表者の役職名 代表取締役社長 浮川 和 宣  
(JASDAQ コード番号4686)  
問 い 合 わ せ 先 取締役経営企画室長兼広報IR室長  
鍋 田 毅  
T E L 03-5412-3900 (代)

### ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は本日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項決定を取締役に委任することにつき、承認を求める議案を、平成18年6月23日開催予定の当社第25回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の（取締役の報酬等）に該当します。当社は、1994年6月27日開催の臨時株主総会決議により報酬限度額を月額25,000千円と承認され現在に至っておりますが、この範囲内にて取締役に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せて承認を求めるものであります。

### 記

#### 1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに優秀な人材を確保し、また、当社子会社を含む関係会社（当社との資本関係の有無を問わず、取引等を通じて当社と緊密な関係を有する会社をいいます。）との関係・協力を維持強化することを目的として、以下の要領に記載のとおり、当社の取締役及び従業員ならびに当社関係会社の取締役および従業員に対し新株予約権を無償で割り当てるものであります。

#### 2. 本新株予約権の払い込み金額

本新株予約権と引き替えに金銭の払い込みを要しないものとする。

#### 3. 本新株予約権の割当日

新株予約権発行の取締役会で決定する。

#### 4. 本新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権割当ての対象者

当社の取締役および従業員ならびに当社子会社を含む関係会社の取締役および従業員に対し割り当てるものとする。

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数は100株とする。ただし、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式

の数を調整するものとする。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (3) 本新株予約権の数の上限  
3,000個を上限とする。

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に、本新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。本新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日は除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、かかる終値とする。

なお、本新株予約権の割当後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日の後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分するとき（本新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式処分前」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、本新株予約権の割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらに準じる場合であって、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- (5) 本新株予約権を行使することができる期間

2008年9月1日（新株予約権行使開始日）から2013年8月31日までとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権を有する者が当社の従業員である場合は、権利行使の時点における当社個人業績評価制度における評価が標準以上である場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 本新株予約権を有する者が新株予約権行使開始日より前に、当社の取締役もしくは従業員または当社子会社を含む関係会社の取締役もしくは従業員の地位を失った場合は権利を喪

失するものとする。

- ③その他の条件については、本新株予約権の発行を承認する定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権を有する者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 本新株予約権の取得事由

- ①当社が消滅会社となる合併契約書または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転契約書の議案につき当社の株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ②本新株予約権を有する者が本新株予約権行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 取締役に対し報酬等として新株予約権を発行する件

本新株予約権を取締役に対して割り当てる場合には、会社法第361条により、1994年6月27日開催の弊社臨時株主総会決議による取締役に対する報酬限度額（月額25,000千円）の範囲内とします。なお、この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。

(注)上記の内容については、平成18年6月23日開催予定の当社第25回定時株主総会において「ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件」及び「取締役に対し報酬として新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上